

市の感染対策

地域医療に対する支援

■ 医療機関に対する支援

地域医療崩壊防止のため、市立敦賀病院において感染者の治療に必要な設備を整備します。

- ・個人防護服 1,080 セット
- ・人工呼吸器 2 台
- ・サーモグラフィー 2 台

問合せ先 市立敦賀病院 ☎ 22 - 3611

■ 医療従事者に対する支援

本市において感染症患者が発生した場合に備え、診療等に携わる医療従事者が、家族への感染を防ぐために宿泊する施設を確保します。

問合せ先 健康推進課 ☎ 25 - 5311

保育園等の対応

■ 保育園・幼稚園・児童クラブの対策

各施設で利用するマスクや消毒液等を一括購入して配布します。

問合せ先 児童家庭課 ☎ 22 - 8126
学校教育課 ☎ 22 - 8149

業務継続のための対応

■ 職員の交代勤務および業務の縮小

全職員を原則 2 班体制とし、交代制勤務を実施しています。また、講堂や会議室を活用し、分散勤務も行っています。

問合せ先 総務課 ☎ 22 - 8102

■ 感染防止のためのアクリルパネル設置

窓口での感染防止のため、カウンターにアクリルパネルを設置しました。

問合せ先 契約管理課 ☎ 22 - 8105

■ 市有施設の休館

感染防止のため、人が集う施設は休館しています。再開時期等は市ホームページなどでご確認ください。

■ 市主催行事等の中止

感染防止のため、市が主催または後援する事業が中止となっています。

※その他医療用マスクや使い捨てマスクを購入し、医療関係施設や介護福祉施設等への配付を行っています。

掲載の事業等は、4 月末現在の主なものです。場合により、期限などの対応が変更になることもあります。

市民の方に対する支援です

家計支援のための給付

■ 特別定額給付金

新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、迅速かつ確に家計への支援を行うため、特別定額給付金を支給します。

【給付額】 10 万円/人

【対象者】 基準日（4 月 27 日）現在、敦賀市住民基本台帳に記録されている方

【申請方法】 申請書類の郵送またはマイナンバーカードを活用したオンライン申請

※感染拡大防止の観点から、窓口での受付は行いません。

問合せ先 敦賀市特別定額給付金事業実施本部 ☎ 47 - 5661

子育て世帯への給付など

■ 子育て世帯臨時特別給付金

子育て世帯の生活支援として、児童手当受給世帯に対して、臨時特別給付金を支給します。

【給付額】 1 万円/人（対象児童）

【対象者】 令和 2 年 4 月分（3 月分含む）の児童手当の受給者

【申請方法】 申請手続は必要ありません。（※公務員は申請が必要）

問合せ先 児童家庭課 ☎ 22 - 8125

■ 妊婦に対するマスク配布

敦賀市に住民票があり、マスクの配布を希望される妊娠中の方に配布します。

【配布枚数】 10 枚/人

問合せ先 健康推進課 ☎ 25 - 5311

納税等の相談

■ 納税等が困難になった場合の相談窓口

売り上げや給与の減少などのため納税等が困難になった方は、下記の窓口へご相談ください。

【国税に関すること】

問合せ先 敦賀税務署 ☎ 22-1010
（自動音声 0 番を選択してください。）

【県税に関すること】

問合せ先 嶺南振興局税務部管理納税課 ☎ 0770-56-2222

【市税に関すること】

問合せ先 納税に関すること：債権管理課 ☎ 22-8187
課税に関すること：税務課 ☎ 22-8106

【上下水道料金に関すること】

問合せ先 上下水道お客様センター ☎ 22-8143

新型コロナウイルスに関連した最新の情報については、右記QRコードからご確認ください。



新型コロナウイルス感染症に対する支援策について

4 月 14 日、県は「緊急事態宣言」を発出しました。また、16 日には国の緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されました。市では、国や県などと連携し、新型コロナウイルス感染症対策として、さまざまな支援策などを行ってまいります。



事業者の方向けの支援です

減収に対する給付

■ 中小企業者事業継続支援給付金（市）

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が 20% 以上減少した中小企業者に対し、市が給付金を給付します。

- ・中小企業 40 万円/事業者
- ・個人事業者 20 万円/事業者

問合せ先 商工貿易振興課 ☎ 22 - 8122
敦賀商工会議所 ☎ 22 - 2611（委託先）

■ 持続化給付金（国）

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が 50% 以上減少した事業者に対し、給付金を給付します。

- ・法人 200 万円/事業者（上限）
- ・個人事業者 100 万円/事業者（上限）

問合せ先 中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎ 0570 - 783183

■ 休業要請協力給付金（県）

県の休業要請に応じ、要請期間中、全面協力した中小企業者に対し、協力金を給付します。

- ・中小企業 50 万円（25 万円）/事業者
- ・個人事業主 20 万円（10 万円）/事業者

※（ ）内は営業時間の短縮に協力した場合

問合せ先 福井県緊急事態措置コールセンター ☎ 0776 - 20 - 0766

経営等の相談

■ 新型コロナウイルス経営相談窓口

『新型コロナウイルスに関する経営相談窓口』を設置しています。

開設時間 平日：8 時 30 分～17 時（窓口・電話）
（事前予約で、20 時まで対応）

問合せ先 敦賀商工会議所 ☎ 22 - 2611

■ 新型コロナウイルス特別労働相談窓口

新型コロナウイルス感染症にかかる特別労働相談窓口（解雇、休業、雇用調整助成金等）を開設しています。

問合せ先 福井労働局雇用環境・均等室など ☎ 0776 - 22 - 3363

資金繰り支援（融資）

■ 福井県新型コロナウイルス感染症対応資金

売上が 5% 以上減少し、セーフティネット保証 4 号・5 号・危機関連保証のうち、いずれかの認定を受けた中小企業者を対象とした融資制度です。

【限度額】 3,000 万円

【保証料】 無料 【利率】 3 年間全額補給

問合せ先 福井県産業政策課 ☎ 0776-20-0373

■ 福井県経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）

セーフティネット保証 4 号に該当すると、市長の認定を受けた中小企業者を対象とした融資制度です。

【限度額】 8,000 万円

【保証料】 県が全額負担

【利率】 市が 3 年間全額補給（緊急経済対策利子補給）

問合せ先 福井県産業政策課 ☎ 0776-20-0373

■ 緊急経済対策利子補給

資金繰りが悪化している中小企業者を対象とした県の制度融資（福井県経営安定資金）利用者に対し、実際に支払った利子全額（融資実行日から 3 年以内）を補給します。

問合せ先 商工貿易振興課 ☎ 22 - 8122

■ セーフティネット保証の認定

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者について、セーフティネット保証の認定を受けることで、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証が利用可能となります。

- ・4 号認定 売上の 20% 以上の減
- ・5 号認定 売上の 5% 以上の減

問合せ先 商工貿易振興課 ☎ 22 - 8122

※国でも実質無担保・無利子となる融資制度などが講じられています。